

公的年金を受給している人へ 23年度税制改正

公的年金の収入金額が400万円以下(※)で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告をする必要がなくなりまし

※複数の公的年金を受給している人はその合計金額です。

この場合でも、所得税の還付を受けるための確定申告書は提出できません。

今回の税制改正で所得税の確定申告が必要なくなった人でも、**住民税の申告は必要です。**

●松山税務署
(松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎)

☎941-9121

税務課町民税係

☎985-4110

還付を受ける確定申告は1月からできます

23年分の所得税の払戻しを受けるとる還付申告は、24年1月4日から松山税務署で受け付けています。還付申告を早めに済ませると早く税金の還付が受けられます。

確定申告の期間中(2月16日(3月15日)役場での申告は混雑します。還付申告の人は、書類が整

い次第、松山税務署で早めに申告することをすすめします。

▼申告に必要なもの

▽税務署から送付された申告書用紙を持っている人はその「申告書」▽所得の計算に必要な書類(年金

や給与の源泉徴収票など)

▽医療費の領収書(領収書の集計はご自身で)

▽社会保険料(国民年金・健康保険料など) 控除証明書または領収書

▽生命保険料・地震保険料などの控除証明書

▽印鑑(認印で可)

▽還付金の受取口座のわかるもの(本人名義の預金通帳など)

●松山税務署

☎941-9121

街角に年金相談センターが開設

街角の年金相談センター松山が開設されました。

▼年金相談にお越しの際は

年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書、相談者本人であることが確認できるものを持参ください。代理人が相談に来る際は、委任状と依頼を受けた本人であることが確認できる書類(運転免許証など)が必要です。

▼所在地 松山市花園町1-3

日本生命松山市駅前ビル5階(伊予鉄松山市駅から徒歩1分。駐車場なし)

▼相談受付時間 8時30分~17時15分(土・日曜日、祝日、12月29日~1月3日を除く)

※全国社会保険労務士会連合会が運営



●松山西年金事務所

☎925-5105

●町民課住民係

☎985-4106

子ども手当の申請はお済みですか？

平成23年10月以降の子ども手当を受給する場合、新たに申請が必要です。9月末日時点で子ども手当を受給していた人(公務員を除く)には、10月7日に関係書類を送付しています。書類が届いていない人はご連絡

ください。

また、未成年後見人や父母などが国外にいても、国内で対象児童を養育している人は、対象となりますので申請してください。

●福祉課児童福祉係

☎985-4114

税の申告のための 障がい者認定書を交付します

65歳以上の介護認定者などうち、身体障がい者に準ずる者と認められる場合や、6カ月以上寝たきりの人は、障害者手帳を持って

い。寝たきりの場合は、医師の診断書またはおむつ使用証明書が必要

なくても、税の申告時に「障害者控除」の対象になります。控除を受けるには「障害者控除対象者認定書」が必要です。

●(認定の見込みや申請の詳細は)福祉課障がい福祉係

☎985-4112

▼申請方法

(税の障害者控除については)税務課町民税係

福祉課窓口で申請してください

☎985-4110

始めてみませんか？ ネットで申告・納税

e-Tax(国税電子申告・納税システム)を使えば、自宅やオフィスなどから、インターネットを利用して所得税、法人税、消費税などの申告や法定調書の提出、納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届出の提出などの手続きができます。

また、納税もインターネットバンキングやATMを利用できます。特に利用回数の多い手続き(源泉所得税の毎月の納付手続きなど)に便利です。

e-Taxを利用するには事前に手続きが必要です。詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

●松山税務署 941-9121

10月6日「松前町暴力団排除条例」施行 暴力団を排除しましょう

町民・事業者・行政・警察が一体となって社会から暴力団を排除し、安全で平穏な生活を確保するため、「松前町暴力団排除条例」を制定しました。※暴力団排除条例は、県が22年8月から施行。県内全

町で、昨年までに制定されました。

◆制定の背景
県内には、23年1月1日現在で約50団体、合計約900人の暴力団がいます。近年、暴力団の資金獲得活動は多様化しており、組織実体を隠ぺいした活動が活発化しています。こうした現況では、警察の取り締まりに加え、住民・事業所・行政などが連携して、暴力団を排除していくことが重要



◆条例の主な内容

①暴力団排除の基本理念

- ・暴力団を恐れない
- ・暴力団に資金を提供しない
- ・暴力団を利用しない

②町の事業から排除

町の入札に参加させないほか、物品等の購入や売却など、全ての事務・事業から暴力団を排除します。

③町民の暴力団排除活動を支援

町は、皆さんが安心して暴力団排除活動に取り組むことができるよう、情報提供や広報啓発活動を行います。暴力団から危害を加えられる恐れがある場合は、警察による保護措置を含め

町民の安全を確保します。

④公共施設から排除

暴力団の公共施設の使用を許可せず、既に許可を受けている場合は取り消します。

⑤利益供与の禁止

用心棒代やトラブル解決の見返りとして暴力団にお金を渡すこと、暴力団から門松や書籍などを購入すること、暴力団員を雇用することなどを禁止します。

⑥祭礼などから排除

お祭り、イベントなどの行事から暴力団を排除するため、主催者などが暴力団を利用したり、暴力団員を運営に参加させたりすることを禁止します。

●総務課危機管理係 (条例に関すること) ☎985-4103
伊予警察署 (取り締まりに関すること) ☎982-0110

松前町国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

健康診査は受けましたか？

生活習慣病の発症予防や早期発見を目的として開始された特定健康診査と後期高齢者健康診査。本年度はもう受けましたか？まだの人はぜひ受けましょう。

1月17日（火）集団健診を実施します

対象者（平成23年4月以降に受けていない人）

- ・国保に加入している40歳以上の人
- ・後期高齢者医療制度に加入している人
- ・39歳以下の人（医療保険に関係なく受診できます）
- ・生活保護世帯の人

場所 松前町総合福祉センター

日時 1月17日（火）9時～11時30分

内容 診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査
※医師の判断で、貧血・眼底・心電図検査も行う場合があります。
※一般の各種がん検診、B型・C型肝炎検査、骨粗しょう症、腹部超音波検診は除きます。

費用 無料

★同時実施

がん検診無料クーポン対象者と肝炎検診無料対象者へ
※乳がん・大腸がんクーポン、肝炎対象の人は、当日受けることができます。

持参品 保険証など本人確認ができる身分証明書、乳がん・大腸がんクーポン（肝炎対象者は身分証明書だけ）

申し込み方法 1月13日（金）までに保険課医療保険係（☎985-4107）か健康課保健センター係（☎985-4118）へ電話

個別健診（医療機関で受けられる健診）は3月まで

対象者（23年4月以降に受けていない人）

- ・国保に加入している40歳以上の人
- ・後期高齢者医療制度に加入している人

場所 県内の委託医療機関

期間 24年3月まで

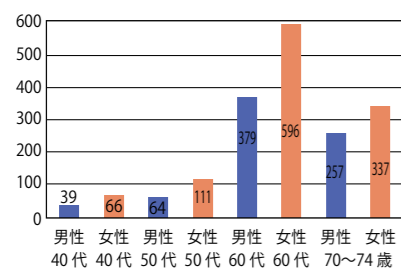
内容 診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査
※医師の判断で、貧血・眼底・心電図検査も行う場合があります。

費用 無料

申し込み方法 保険課医療保険係（☎985-4107）へ電話

●平成22年度 特定健康診査の受診状況

松前町の受診率は34.1%



平成22年度の40歳から74歳までの特定健康診査受診率（国保加入者）は、34.1%でした（21年度比+170人）。60代の受診者数が多く、40・50代の受診者数が少ない傾向にあります。

金婚式を迎えるご夫婦のお祝いを、毎年4月に行われる各校区の老人クラブ総会に併せて行います。

結婚50年目のご夫婦を表彰します

●松前校区会長 重川 源

☎984-2208

北伊予校区会長 金子 譽

☎984-4368

岡田校区会長 山口 久夫

☎984-3451

健康課地域包括支援センター係

☎985-4205

まさき農園利用者追加募集

野菜、花などの栽培を通じて自然とふれあい、安全な食べ物づくりを通して農業に理解を深めてもらうため、まさき農園を開設しています。利用希望者は、お申し込みください。応募者が多いときは抽選とします。

- ▼利用期間 契約日（平成24年3月31日まで（以後1年ごと）に更新）
- ▼利用資格 町内在住の人（1世帯1区画）
- ▼利用方法 できるだけ農薬、化学肥料を使わない栽培方法（有機栽培）とし、永年作物は不可とします。
- ▼賃借料 年間5千円（月割）



- ▼申し込み方法 産業課にある「まさき農園利用申込書」に必要事項を記入して、提出してください（印鑑要）。
- ▼締め切り 1月31日（火）
- ▼申込先 産業課農業係
- ☎985-4119

平成24年 経済センサス活動調査

2月1日、全国全ての事業所と企業を対象に、「平成24年経済センサス活動調査」が行われます。この調査は、これからの私たちの生活をより良くするために必要な基礎資料となります。

1月中旬から「調査員証」を

持った調査員が各事業所を訪問しますので、ご協力をお願いします。各事業所と企業のプライバシーは、法律で保護されます。

☎985-4101

松前町防災カードを作成しました

緊急時の避難場所や避難方法、その他避難時に必要な情報をコンパクトにまとめた「松前町防災カード」を作成しました。いざというときのために、一度確認してみましょう。 ※今月号の広報まさきと一緒に各戸配布しています。

☎985-4103



第33回松前町 公民館研究大会 生涯学習推進大会

テーマ 元気が出るまちづくり 好きです松前町!!

- ◎日時 2月5日⑩13時～（受け付け12時30分～）
- ◎会場 松前総合文化センター広域学習ホール
- ◎内容 開会行事（13時～）
実践発表（13時40分～）
出作分館／新立分館／恵久美分館
記念講演（15時10分～）
講師 弁護士 菊地幸夫さん
演題 「仕事も家庭も一生懸命 ～出会いの人生から学んだこと～」

※手話と要約筆記がつけます。
※入場者が多い場合は、入場を制限する場合があります。

◎参加費 無料

☎社会教育課生涯学習係 ☎985-4135



◎講師紹介 菊地幸夫さん

番町法律事務所で弁護士として活躍中。司法試験予備校の辰巳法律研究所で長年講師を務め、合格者を多数輩出。現在は、日本テレビ「行列のできる法律相談所」に準レギュラーとして出演。

平成24年度 松前町臨時職員募集

職種区分	勤務先	勤務内容	募集人員	免許・資格	勤務時間	勤務日	賃金
臨時職員	町長部局または行政委員会など	事務補助など	17人	なし	8時30分～17時15分	月～金	140,702円/月
			1人	障害者手帳など			
	保険課(レセ)	国保レセプト点検事務など	2人	事務経験または医療事務資格			
	社会教育課文化センター係	文化センター貸出業務など	2人	なし	9時30分～18時15分(勤務ローテーション有り)	交代による週5日勤務(④⑤勤務有り)	
パート栄養士	健康課	保育所の献立業務など	1人	栄養士(取得見込者含む)		1カ月10日程度の勤務	8,235円/日
栄養士		保健栄養指導や食育に関することなど	1人				
保健師	健康課または福祉課	保健指導業務など	2人	保健師(取得見込者含む)	8時30分～17時15分		
介護支援専門員 保健師 社会福祉士 看護師	健康課地域包括支援センター係	包括支援センターでの要支援者へのケアマネジメント、相談業務など	5人	介護支援専門員 保健師 社会福祉士 看護師		月～金	172,940円/月
介護支援専門員	保険課	介護認定調査など	3人	介護支援専門員			
パート教諭	幼稚園 松前幼稚園/古城幼稚園	幼稚園での教諭業務	2人	幼稚園教諭免許(取得見込者含む)	8時30分～14時30分(⑧は14時まで)		997円/時間
臨時調理員			4人		8時～16時45分(早出・勤務ローテーション有り)	月～金(春・夏・冬休み期間中の勤務日なし)	6,413円/日
パート調理員	学校給食センター	学校給食の調理業務	8人	なし	8時～12時、12時45分～16時45分または8時～15時(勤務ローテーション有り)		827円/時間
臨時保育士	保育所 松前保育所/宗意原保育所/黒田保育所/小富士保育所/二名保育所/白鶴保育所/若葉保育所/子育て支援センター	保育所での保育士業務、子育て支援センターでの業務	36人	保育士資格(取得見込者含む)	8時30分～17時15分(④12時30分まで)(早出・遅出勤あり)	月～土(勤務表の割り振りによる週38時間45分勤務)	162,294円/月
臨時調理員		乳幼児の給食調理	10人		8時30分～17時15分(④12時30分まで)		134,676円/月
パート職員		保育・事務の補助、調理または調理補助	7人	なし	8時30分～15時30分(④12時30分まで)	月～金6時間、④4時間の週34時間勤務	864円/時間

共通事項

- 年齢要件など** 18歳以上60歳位までで地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人
- 任用期間** 6カ月任用し、6カ月以内で更新予定。更新を含め最長で1年以内(更新しない場合もあります)。※幼稚園のパート教諭と学校給食センターの臨時調理員・パート調理員は、24年度の学期単位の長期休業期間の任用(春・夏・冬休み期間中の勤務と健康保険など)はなく、期末手当(ボーナス)の支給はありません。
- 申込期間** 1月4日④～1月20日⑤の8時30分～17時15分(④・⑤、祝日を除く)

- 任用決定** 面接選考など
- 面接日** 2月3日④～2月8日⑧(日時は1月下旬に郵便で通知します。通知が2月2日までに届かない場合は、お問い合わせください。申込者数により面接日を変更することがあります)
- 面接場所** 松前町役場庁舎
- 申し込み方法** 履歴書(写真添付の市販のもので可)の左上枠外に「職種区分」と「勤務先」を明記の上、免許・資格証の写しまたは免許・資格取得見込証明書(該当職種だけ)を添えて、提出してください(郵送可)。※携帯電話番号など昼間の連絡先を明記してください。

申込先 〒791-3192 松前町大字筒井 631 番地 松前町役場総務課職員係 ☎985-4113

平成24年度 放課後児童クラブ指導員・補助員募集

職種	指導員	指導補助員1	指導補助員2
任用職種	嘱託職員	パート	
業務内容	体育レクリエーション、学習活動、児童の生活指導など		
募集人数	4人	4人程度	13人程度
勤務日	①学校登校日の月～金 ②夏、冬、春休み ③④と繰替休業日 ※週5日程度の勤務	①学校登校日の月～金 ②夏、冬、春休み ③④と繰替休業日 ※週4日程度の勤務	①4月1日～入学式の日 ②夏、冬、春休み ③繰替休業日
勤務時間	①放課後～18時 ②③8時30分～18時の午前午後シフト制		①②③8時30分～18時の午前午後シフト制
免許・資格	高等学校か中等教育学校を卒業し、児童の育成及び指導に熱意をもっている人 ※教諭、保育士の資格をお持ちの人歓迎		
報酬	月額 85,800円	時給 864円	

共通事項

- 年齢要件** 18歳以上65歳未満の人
(昭和22年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人)
- 任用期間** 24年4月1日～25年3月31日※指導員は更新予定あり
- 申込期間** 1月4日④～2月10日⑤の8時30分～17時15分(④・⑤、祝日を除く)
- 任用決定** 面接選考
- 面接日** 個別に本人に通知します。
- 面接場所** 松前町役場庁舎
- 申し込み方法** 履歴書(写真添付の市販のもので可)の備考欄に「職種」と「昼間の連絡先(携帯電話番号など)」を明記の上、免許・資格証の写しまたは免許・資格取得見込証明書を添えて、提出してください(郵送可)。

申込先 〒791-3192 松前町大字筒井 631 番地 松前町役場福祉課児童福祉係 ☎985-4114

地域であなたの子育てを応援します こんにちは赤ちゃん事業

本年度から、「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しています。赤ちゃんの健やかな成長と保護者の皆さんの子育てを応援するため、生後4カ月までの赤ちゃんがいる家庭を、保育士・保健師が訪問する事業です。

- 対象** 平成23年4月1日以降生まれで松前町に住む赤ちゃん
訪問回数 1家庭につき1回
内容 身長・体重測定、子育ての相談、地域の子育て情報提供
訪問方法 事前に電話連絡し、訪問する日程を相談

★こんにちは赤ちゃん事業の流れ

- 1妊娠** 保健センターに妊娠届を出し、母子健康手帳をもらう。「こんにちは赤ちゃん事業」の説明を受ける。
- 2出産** 町民課に出生届を提出。福祉課で乳児医療、保健センターで予防接種手帳などの手続きをし、「こんにちは赤ちゃん事業」の説明を受ける。
- 3訪問日時の調整** 保健センターへの提出書類をもとに、子育て支援センターから確認の電話がある。
- 4訪問** 生後4カ月までに訪問。

事業についてのほか、子育てに関する相談などがあればお気軽にお問い合わせください。☎福祉課松前町地域子育て支援センター ☎985-4151

ママの声 福田郁恵さん
冴親くん(2カ月)
長女・長男のときにはなかった訪問。3人目でも、子育てについて忘れていたことがあるのでありがたかったです。



身長測定



足形記録



身体チェック

ママの声 西影沙弥香さん
椋音ちゃん(2カ月)
不安に思っていたことを相談できて安心しました。外出ができないときなので、保育士さんとお話できたことも楽しかったです。